

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う  
総務省関係省令の整備等に関する省令（仮称）案の概要

## 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）の施行に伴い、2に掲げる総務省関係省令について所要の規定の整備を行うもの。

## 2 改正の概要

### (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（第1条関係）

- ・番号整備法第31条による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「新公的個人認証法」という。）に基づき、新公的個人認証法の法律名を改正する。

### (2) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）（第2条関係）

- ・番号整備法第19条による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基本台帳法①」という。）に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から提供する機構保存本人確認情報に個人番号を加える。

### (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）（第3条関係）

- ・番号利用法及び住民基本台帳法①に基づき、住民票の写しの交付請求手続等において用いる本人確認書類を、住民基本台帳カードから個人番号カードに置き換える。

### (4) 政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）（第4条関係）

- ・新公的個人認証法に基づき、新公的個人認証法の法律名及び電子証明書の名称を改正する。

### (5) 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）（第5条・第6条関係）

- ・住民基本台帳法①に基づき、住民基本台帳カードに関する規定を削除するほか、転入手続の際に用いる書類を住民基本台帳カードから個人番号カードに置き換える。（第5条関係）
- ・番号整備法第21条による改正後の住民基本台帳法（以下「住民基本台帳法②」という。）に基づき、情報提供ネットワークシステムにおける情報連携に用いる符号を生成するための総務省への住民票コードの提供方法を規定する。（第6条関係）

(6) 総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）（第7条関係）

- ・番号整備法第45条による改正後の総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づき、自治行政局住民制度課企画官の所掌事務を改正する。

(7) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）（第8条関係）

- ・番号整備法第29条による改正後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、住民基本台帳法①及び新公的個人認証法等に規定する手続のうちオンライン化の対象とするものについて改正を行うほか、新公的個人認証法に基づき、新公的個人認証法の法律名及び電子証明書の名称を改正する。

(8) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）（第9条関係）

- ・新公的個人認証法に基づき、電子利用者証明に関する手続、公的個人認証サービスの民間利用拡大に伴い同サービスを利用する民間事業者の認定基準、認証業務関連事務の機構への委任について定める等、所要の改正を行う。

(9) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成16年総務省令第125号）（第10条関係）

- ・新公的個人認証法に基づき、新公的個人認証法の法律名及び電子証明書の名称を改正する。

(10) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成16年総務省令第126号）（第10条関係）

- ・新公的個人認証法に基づき、新公的個人認証法の法律名及び電子証明書の名称を改正する。

(11) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）（第11条関係）

- ・番号利用法及び新住民基本台帳法①に基づき、安否情報の照会手続において用いる本人確認書類を、住民基本台帳カードから個人番号カードに置き換える。

(12) 統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）（第11条関係）

- ・番号利用法及び新住民基本台帳法①に基づき、委託による統計の作成等に係る手続において用いる本人確認書類を、住民基本台帳カードから個人番号カードに置き換える。

(13) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）  
（第 12 条関係）

- ・ 番号利用法及び新住民基本台帳法①に基づき、携帯音声通信役務の役務提供契約の締結手続において用いる本人確認書類を、住民基本台帳カードから個人番号カードに置き換えるほか、新公的個人認証法に基づき、当該役務提供契約の締結手続における本人確認方法として、公的個人認証サービスによる署名用電子証明書を受信する方法を認める。

3 施行期日

番号利用法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

ただし、

- ・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の改正規定のうち認証業務関連事務の委任に関する規定については、公布の日
  - ・ 住民基本台帳法施行規則の改正規定のうち情報連携に関する規定については、番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日
- から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

- 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（第一条関係） . . . . . 1
- 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（第二条関係） . . . . . 2
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）（第三条関係） . . . . . 3
- 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）（第四条関係） . . . . . 8
- 住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）（第五条関係） . . . . . 9
- 住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）（第六条関係） . . . . . 19
- 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）（第七条関係） . . . . . 20
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第八条関係） . . . . . 22
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百十号）（第九条関係） . . . . . 26
- 行政機関の保有する個人情報に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十五号）（第十条関係） . . . . . 83
- 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十六号）（第十条関係） . . . . . 84

○ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）（第十一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

○ 統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百十五号）（第十一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四百六十七号）（第十二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

○ 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十五号）（第十三条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）<u>第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）</u>第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>	<p>第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）<u>第二条第一項又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）</u>第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（届出） 第三十七条（略） 2・3（略） 4 前項の規定にかかわらず、第一項第一号若しくは第四号（法第三十四条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第三十三条第四項第二号に該当するに至つた場合を除く。）又は第二項の届出をする場合であつて、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を証明することができる書類を提出することを要しない。</p>	<p>（届出） 第三十七条（略） 2・3（略） 4 前項の規定にかかわらず、第一項第一号若しくは第四号（法第三十四条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第三十三条第四項第二号に該当するに至つた場合を除く。）又は第二項の届出をする場合であつて、基金が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七号第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を証明することができる書類を提出することを要しない。</p>

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十一条第三項及び法第十一条の二第十二項に規定する総務省令で定める事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。</p> <p>一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定</p>	<p>（法第十一条第三項及び法第十一条の二第十二項に規定する総務省令で定める事項）</p> <p>第二条 法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。以下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第十一条の二第二項第七号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 申出に係る住民の範囲</p> <p>二 活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、当該責任者の役職名及び氏名）</p> <p>三 調査研究の実施体制</p> <p>四 委託を受けて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合にあつては、委託者の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。</p> <p>一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しく</p>



する個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下「個人番号カード等」という。）であつて閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

二（略）

（本人等の住民票の写し等の交付の請求につき請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにする方法）

第五条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 個人番号カード等であつて現に請求の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二・三（略）

は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下「住民基本台帳カード等」という。）であつて閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

- 二 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

（本人等の住民票の写し等の交付の請求につき請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにする方法）

第五条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 住民基本台帳カード等であつて現に請求の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

- 二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に請求の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に請求の任に当たつている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

- 三 法第十二条第七項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号又は前号の書類の写しを送付し、現に請求の任に当たつている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

法

(国又は地方公共団体の機関の住民票の写し等の交付の請求につき  
請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第九条 法第十二条の二第三項に規定する総務省令で定める方法は、  
次のいずれかの方法とする。

一 (略)

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない  
場合にあつては、個人番号カード等であつて現に請求の任に当  
つている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認  
める書類を提示し、又は提出する方法

三 (略)

(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出の任に  
当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第十一条 法第十二条の三第五項に規定する総務省令で定める方法は  
、次のいずれかの方法とする。

一 法第十二条の三第一項の規定による住民票の写し等の交付の申  
出をする場合にあつては、次に掲げる方法

イ 個人番号カード等であつて現に申出の任に当たっている者が  
本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を  
提示する方法

(国又は地方公共団体の機関の住民票の写し等の交付の請求につき  
請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第九条 法第十二条の二第三項に規定する総務省令で定める方法は、  
次のいずれかの方法とする。

一 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示  
する方法

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない  
場合にあつては、住民基本台帳カード等であつて現に請求の任に  
当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当  
と認める書類を提示し、又は提出する方法

三 法第十二条の二第五項の規定に基づき住民票の写し等の送付を  
求める場合にあつては、第一号又は前号の書類の写しを送付する  
方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める  
方法

(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出の任に  
当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第十一条 法第十二条の三第五項に規定する総務省令で定める方法は  
、次のいずれかの方法とする。

一 法第十二条の三第一項の規定による住民票の写し等の交付の申  
出をする場合にあつては、次に掲げる方法

イ 住民基本台帳カード等であつて現に申出の任に当たっている  
者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書  
類を提示する方法

ロ (略)

二〇四 (略)

ロ イの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に申出の任に当たつてゐる者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に申出の任に当たつてゐる者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長がイに準ずるものとして適当と認める方法

二 法第十二条の三第二項の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあつては、前号イの書類又は同条第三項に規定する特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによつて申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法

三 法第十二条の三第一項の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合において、同条第九項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号ロに掲げる方法のほか次に掲げる方法

イ 第一号イ又はロの書類の写しを送付し、現に申出の任に当たつてゐる者の住所を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法（ロに掲げる方法による場合を除く。）

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たつてゐる者が当該法人の役員又は構成員であるときは、第一号イ又はロの書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務

所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法  
その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法  
四 法第十二条の三第二項の規定による住民票の写し等の交付の申  
出をする場合において、同条第九項の規定に基づき住民票の写し  
等の送付を求めるときは、第一号イの書類の写し又は特定事務受  
任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属す  
る会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定  
事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者  
の事務所のある所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定す  
る方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事  
務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表して  
いるときは、同号イの書類の写し又は特定事務受任者であること  
を証する書類の写しの送付は要しない。

改 正 案	現 行
<p>（電磁的記録又は電磁的方法による提出）            第四十四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、提出者は、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを提出しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（電磁的記録又は電磁的方法による提出）            第四十四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、提出者は、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを提出しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（最初の転入届の手續）</p> <p>第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けている旨を明らかにしなければならない。</p> <p>（個人番号カードの交付を受けている者等に関する届出の特例の際の通知の方法）</p> <p>第七条 法第二十四条の二第五項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）</p> <p>第七条の二 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該個人番号カードが真正なものであることを確認するため転入地市町村長が用いる符号その他個人番号カードの管理のために必要な事項とする。</p>	<p>（最初の転入届の手續）</p> <p>第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている旨を明らかにしなければならない。</p> <p>（住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例の際の通知の方法）</p> <p>第七条 法第二十四条の二第五項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）</p> <p>第七条の二 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別、当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項とする。</p>

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。

一 個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 (略)

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 (略)

2 (略)

3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 次に掲げる氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

イ 常用平易な文字(戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下同じ。)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

ロ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正(イに該当するものを除く。)

ハ 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 (略)

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 (略)

2 (略)

3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 第二十一条に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

称の変更に伴う住所に係る記載の修正

ニ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

ホ 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

ヘ 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

ト イからへまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

三 (略)

4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 番号利用法第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求に基づき個人番号の記載の修正を行った場合 個人番号の記載の変更請求

二・三 (略)

5 (略)

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二十一条 令第三十条の十二の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報を

称の変更に伴う住所に係る記載の修正

ニ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

ホ 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

ヘ 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

ト イからへまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

三 (略)

4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求に基づき個人番号の記載の修正を行った場合 個人番号の記載の変更請求

二・三 (略)

5 (略)

(住民票の記載の軽微な修正)

第二十一条 法第三十条の十五第三項及び第四項に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

一 常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な



いう。)の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(削除)

文字をいう。以下この号において同じ。)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正(前号に該当するものを除く。)

三 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

四 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

五 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第三条第一項及び第二項又は同法第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

六 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

(住民票の記載の修正があつた旨の通知等があつた旨の情報の提供の方法)

第二十一条の二 法第三十条の十五第四項の規定による情報の提供は、電子計算機の操作により、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三十四条第一項に規定する指定認証機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項)

第三十四条 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする。

(写真の添付)

第三十五条 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を添付しなければならない。ただし、法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長(以下「住所地市町村長」という。)が必要がないと認めるときには、添付を省略することができる。

(住民基本台帳カードの交付の手続)

第三十六条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて交付申請者が本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人

であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

二 交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

（住民基本台帳カードの様式）

第三十七条 住民基本台帳カードの様式は、別記様式第一及び第二のとおりとする。

（住民基本台帳カードの再交付を求められることができる場合）

第三十八条 令第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。

（住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項）

第三十九条 令第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、再交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を受けようとする事由とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十条 令第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなつたときその他住所地市町村長が特に必要と認めるときとする。

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十一条 令第三十条の二十一第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法)

第四十二条 令第三十条の二十四第五項及び第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードの暗証番号)

第四十三条 令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。

2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならぬ。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法

に規定する事務若しくはその処理する事務であつて法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならぬ。

(住民基本台帳カードの技術的基準)

第四十四条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)

第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)

第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「氏名」とあるのは、「氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下この条において「通称」という。）とする。」とする。

(在留カードに代わる書類等)

第四十七条 法第三十条の四十五に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日在留カードを交付す

第十一条第三項  
第二号 氏名

氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下この条及び第二十一条において「通称」という。）

第二十一条第二号及び第七号 氏名

氏名及び通称

別記様式第1及び別記様式第2 氏名

氏名／通称

(在留カードに代わる書類等)

第四十七条 法第三十条の四十五及び令第三十条の三十第一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五及び令第三十条の三十第一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定によ

る旨の記載がされた旅券とする。

り、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券とする。

○ 住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構における本人確認情報及び住民票コードの提供状況についての報告書の作成及び公表）</p> <p>第二十二條 法第三十條の十六の規定による報告書の作成及び公表は、次の各号に掲げる事項につき報告書を作成し、官報に公告し、かつ、機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 法第三十條の九の規定による機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法</p> <p>二 法第三十條の九の二の規定による住民票コードの提供を行った年月、提供した住民票コードの件数</p>	<p>（機構における本人確認情報の提供状況についての報告書の作成及び公表）</p> <p>第二十二條 法第三十條の十六の規定による報告書の作成及び公表は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法につき報告書を作成し、官報に公告し、かつ、機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。</p>



改 正 案	現 行
<p>（個人番号企画室、情報システム室及び企画官）  <b>第四条（略）</b></p> <p>2 個人番号企画室は、総務省の所掌事務に関する政策のうち、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<b>第二十二條第二項</b>において「番号利用法」という。）<b>第二條第五項</b>に規定する個人番号をいう。）に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（企画官及び本人確認情報保護専門官）  <b>第二十二條（略）</b></p> <p>2 企画官は、命を受けて、住民基本台帳制度、番号利用法<b>第七條</b>の規定による個人番号の指定及び通知、番号利用法<b>第二條第七項</b>に規定する個人番号カード並びに地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する重要事項に関する事務並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度及び地方公共団体総合行政ネットワークに関するものの重要事項についての企画及び立案並びに関係部局の調整に関する事務を行う。</p>	<p>（個人番号企画室、情報システム室及び企画官）  <b>第四条（略）</b></p> <p>2 個人番号企画室は、総務省の所掌事務に関する政策のうち、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<b>第二條第五項</b>に規定する個人番号をいう。）に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（企画官及び本人確認情報保護専門官）  <b>第二十二條</b> 住民制度課に、企画官及び本人確認情報保護専門官一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、住民基本台帳制度並びに地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する重要事項に関する事務並びに地方公共団体総合行政ネットワークに関するものの重要事項についての企画及び立案並びに関係部局の調整に関する事務を行う。</p>

3 本人確認情報保護専門官は、命を受けて、本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）の適切な管理に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。

3 本人確認情報保護専門官は、命を受けて、本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）の適切な管理に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。</p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>(定義)                      第二条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。</p> <p>イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書</p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）</p> <p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p>

別表（第三条関係）

法令名	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（略）	（略）	（略）	（略）
条項	第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第二十条の二第一項及び第二項、第三十条の十八、第三十条の三十二第一項並びに第三十条の三十五（申請等に係る部分に限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
法令名	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	（略）	（略）	（略）	（略）
条項	第三条第二項、第二十二條第二項及び第四十条	（略）	（略）	（略）	（略）

別表（第三条関係）

法令名	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（略）	（略）	（略）	（略）
条項	第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第二十条の二第一項及び第二項、第三十条の十八、第三十条の三十二第一項、第三十条の三十五（申請等に係る部分に限る。）並びに第三十条の四十四第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
法令名	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（略）	（略）	（略）	（略）
条項	第三十条の十七第一項	（略）	（略）	（略）	（略）
法令名	住民基本台帳法施行令（昭和四十二年法律第二百九十二号）	（略）	（略）	（略）	（略）
条項	第三十条の十七第一項	（略）	（略）	（略）	（略）

<p>(略)</p>	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人</p>
<p>(略)</p>	<p>第二十六条第一項及び第二十九条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第十一条第一項及び第二十八条第一項</p>
<p>電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）</p>	<p>(新設)</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第十一条（文書の提出に限る。）</p>	<p>(新設)</p>	<p>第二十五条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>

情報の提供等に関する省  
令（平成二十六年総務省  
令第八十五号）

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>  第一節 署名認証業務</p> <p>    第一款 署名用電子証明書（第二条―第二十三条）</p> <p>    第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条―第三十六条）</p> <p>  第二節 利用者証明認証業務</p> <p>    第一款 利用者証明用電子証明書（第三十七条―第五十七条）</p> <p>    第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第五十八条―第六十二条）</p> <p>  第三節 認証業務関連事務の委任（第六十三条―第六十七条）</p> <p>  第四節 認証事務管理規程等（第六十八条―第七十二条）</p> <p>第三章 認証業務情報等の保護（第七十三条・第七十四条）</p> <p>第四章 雑則（第七十五条・第七十六条）</p> <p>附則</p>	<p style="text-align: center;">電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則</p>

## 第一章 総則

第一条 この規則において使用する用語は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

## 第二章 認証業務

### 第一節 署名認証業務

#### 第一款 署名用電子証明書

##### （電子署名の基準）

第二条 法第二条第一項に規定する総務省令で定める基準は、電子署名の安全性がほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものであることとする。

##### （署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）

第三条 法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

##### （署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項）

第四条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。

## （用語）

第一条 この規則において使用する用語は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### （新設）

### （新設）

### （新設）

##### （電子署名の基準）

第二条 法第二条第一項に規定する電子署名に係る基準は、電子署名の安全性がほぼ同じ大きさの二つの素数の積である千二十四ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものであることとする。

##### （利用者署名符号及び利用者署名検証符号の対応）

第三条 法第二条第二項に規定する対応は、利用者署名符号及び利用者署名検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

##### （申請書の記載事項）

第四条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。



(削除)  
(削除)

(削除)

一 申請の年月日

二 外国人住民（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。第十六条において同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。第十六条において同じ。）が記載されている場合にあっては、当該通称

（代理人による申請等の際に提出する書類）

第五条 法第三条第二項の申請書の提出を代理人が行うときは、当該代理人は、申請者本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）及び次の各号に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（以下「旅券」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式による

ものに限る。)又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))を含む。以下同じ。)がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二 電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第二項の規定による申請書の提出について準用する。この場合において、前項中「申請者」とあるのは「利用者」と、「発行の申請」とあるのは「失効の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第二項の規定による届出書の提出について準用する。この場合において、第一項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「利用者」と、「発行の申請」とあるのは「失効の届出」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

(署名利用者確認の際に提出する書類)

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(以下「旅券」という。)、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書(以下「一時庇護許可書」という。)、同法第十九条の三に規定する在留カード(以下「在留カード」という。)、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書(以下「仮滞在許可書」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下「特別永住者証明書」という。)、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。))又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))を含む。以下同じ。)がその職員に対して発行した身分を証

(利用者確認の際に提出する書類)

第六条 法第三条第三項の規定により利用者確認のため住所地市町村長が申請者に提示又は提出を求める書類は次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。))又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたものであつて申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所都市町村長が適当と認めるもの

二 署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所都市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所都市町村長が適当と認める書類

2 | 住所都市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所都市町村長が適当と認めるもの

二 署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所都市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所都市町村長が適当と認める書類

3 | 前二項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出について準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「署名用電子証明書の発行

二 電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所都市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所都市町村長が適当と認める書類

(新設)

2 | 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出について準用する。この場合において、前項中「申請者」とあるのは「利用者」と、「発行の申請」

の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出について準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の申請」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)

第六条 法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長が署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものと

とあるのは「失効の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出について準用する。この場合において、第一項中「申請者」とあるのは「利用者」と、「発行の申請」とあるのは「失効の届出」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

(利用者署名符号及び利用者署名検証符号の作成の基準等)

第七条 法第三条第四項に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者署名符号及び利用者署名検証符号の作成は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により申請者又は代理人が自ら行うこと。

二 利用者署名符号及びこの複製は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機に記録されないこと。

2 申請者は、法第三条第四項の規定により利用者署名符号及び利用者署名検証符号を作成し、及びこれらを電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下第十五条まで同じ。）に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された利用者署名符号を利用

する。

3 | 住所地市町村長は、法第三条第四項の規定により作成した署名利用者符号及びその複製を、当該住所地市町村長の使用に係る電子計算機に記録しないものとする。

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体)

第七条 法第三条第四項に規定する総務省令で定める電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード（住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。）であつて、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

(機構への通知)

第八条 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(署名用電子証明書の発行の方法等)

第九条 法第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 | 法第三条第六項の規定による署名用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

するために用いる暗証番号を設定するものとする。

(新設)

(利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体)

第八条 電磁的記録媒体は、住民基本台帳カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード（住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者署名符号及び利用者署名検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。）であつて、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

(都道府県知事への通知)

第九条 住所地市町村長は、法第三条第五項の規定により同項に規定する事項を都道府県知事に通知する場合は当該事項を暗号化するものとする。

(電子証明書の発行の方法等)

第十条 法第三条第六項の規定による電子証明書の発行は、都道府県知事の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 | 法第三条第六項の規定により住所地市町村長に電子証明書を通知する場合において、都道府県知事は、当該電子証明書を暗号化して

(署名用電子証明書の提供に係る手続)

第十条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が署名用電子証明書を提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る署名用電子証明書の写し(法第三条第四項の電磁的記録媒体に記録されている署名用電子証明書を印字したものをいう。)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、署名用電子証明書の利用方法その他の署名認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

三 (略)

(申請書の内容等の通知の方法)

第十一条 法第三条第八項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(削除)

通知するものとする。

(電子証明書の提供に係る手続)

第十一条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行わなければならない。

一 申請者に対し、申請に係る電子証明書の写し(電磁的記録媒体に記録されている電子証明書を印字したものを)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子証明書の利用方法その他の認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

三 その他総務大臣が必要と認める措置

(申請書の内容等の通知の方法)

第十二条 法第三条第八項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(認証業務の用に供する設備の基準)

第十三条 都道府県知事(法第三十四条第一項の規定により認証事務を指定認証機関に行わせることとした場合にあつては指定認証機関。次条(第一号を除く。)、第三十二条及び第三十三条において同じ。)が認証業務(指定認証機関にあつては認証事務。次条において同じ。)の用に供する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 電子証明書の発行に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務実施設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二 認証業務実施設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 認証業務実施設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務実施設備の動作を記録する機能を有していること。

四 認証業務実施設備のうち発行者署名符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五 認証業務実施設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

（認証業務の実施の方法）

第十四条 都道府県知事が行う認証業務の実施の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 署名検証者等が電子証明書の発行者である都道府県知事を確認するために用いる符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。

二 認証業務実施設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。

（削除）



(署名利用者符号の管理の方法)

第十二条 法第四条の規定による署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 法第三条第四項の規定により署名利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。
- 二 第六条第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

(署名用電子証明書の有効期間)

第十三条 法第五条に規定する署名用電子証明書の有効期間は、署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までにとする。

- 一 発行の日後の申請者の五回目（発行を受けている署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、法第九条第一項の規定による当該署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

- 二 申請者が利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあ

ること。

三 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

(利用者署名符号の管理の方法)

第十五条 法第四条の規定による利用者署名符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 利用者は、法第三条第四項の規定により利用者署名符号の記録された電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又は貸与してはならないこと。
- 二 利用者は、第七条第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせてはならないこと。

(新設)

つては、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日  
三 当該署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間  
が満了する日

(署名用電子証明書の記録事項)

第十四条 法第七条第二号に規定する総務省令で定めるものは、署名  
利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第七条第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる  
事項とする。

- 一 署名用電子証明書を発行した機構の名称
- 二 署名用電子証明書の用途に関する事項

(削除)

三 (略)

(署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第十五条 法第八条の規定による署名用電子証明書発行記録の記録及  
び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法  
第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同  
じ。）への記録及び保存の方法に関する技術的基準については、総  
務大臣が定める。

(署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第十六条 法第九条第三項の規定による同条第一項の署名用電子証明  
書の失効を求める旨の申請は、これを暗号化して行うものとする。

(電子証明書の記録事項)

第十六条 法第七条第二号に規定する電子証明書の記録事項は、利用  
者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第七条第四号に規定する電子証明書の記録事項は、次に掲げる  
事項とする。

- 一 当該電子証明書を発行した都道府県知事の名称
- 二 当該電子証明書の用途に関する事項

三 当該電子証明書に係る外国人住民に係る住民票に通称が記載さ  
れている場合にあつては、当該通称

四 その他総務大臣が定める事項

(発行記録の記録及び保存の方法)

第十七条 法第八条の規定による発行記録の記録及び保存は、電子計  
算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規  
定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及  
びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定め  
る。

(電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第十八条 法第九条第三項の規定による電子証明書の失効を求める旨  
の通知は、暗号化して行うものとする。

(署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第十七条 法第十一条の規定による署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第十八条 法第十二条の規定による署名利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民票の記載の軽微な修正)

第十九条 法第十二条第一号に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

一 常用平易な文字（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（前号に該当するものを除く。）

三 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

四 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

五 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変

(失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第十九条 法第十一条の規定による失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第二十条 法第十二条の規定による異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

更に伴う住所に係る記載の修正

六 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建築物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

(署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十条 法第十三条の規定による署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十一条 法第十四条の規定による署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による署名用電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第二十二条 法第十五条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十一条 法第十三条の規定による記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十二条 法第十四条の規定による発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(発行者署名符号の漏えい等による電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第二十三条 法第十五条第三項の規定による発行者署名符号の漏えい等に係る情報が記録されたことにより電子証明書の効力が失われたことの公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第二十三条 法第十六条の規定による署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

(特定認証業務の用に供する設備の基準)

第二十四条 令第八条第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者(次条において「認定申請者」という。)が行う特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律百二号)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。次条及び第七十六条において同じ。)の用に供する設備のうち電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。次条及び第七十六条において同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下この条及び第七十六条第五号において「認証業務用設備」という。)は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

(失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第二十四条 法第十六条の規定による失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

(特定認証業務の用に供する設備の基準)

第二十五条 令第八条第一号の総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)が行う特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律百二号)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。次条及び第四十四条において同じ。)の用に供する設備のうち電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。次条及び第四十四条において同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。)は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二・三 (略)

四 認証業務用設備のうち発行者署名符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第四号に規定する発行者署名符号をいう。以下同じ。)を作成し、又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五 (略)

(特定認証業務におけるその他の業務の方法)

第二十五条 令第八条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 利用申込者(令第八条第二号に規定する利用申込者をいう。)に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この条及び次条第一号において同じ。)の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。

二 利用者署名符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則

二 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。

四 認証業務用設備のうち発行者署名符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第四号に規定する発行者署名符号をいう。以下この号、次条第十六号及び第四十四条第二号において同じ。)を作成し、又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五 認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

(特定認証業務におけるその他の業務の方法)

第二十六条 令第八条第三号の総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 利用申込者(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項に規定する利用申込者をいう。)に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。)の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。

二 利用者署名符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則

第六条第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下同じ。)を認定申請者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。)に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。

三 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。以下この号及び第五号において同じ。)を認定申請者が電気通信回線を通じて受信するときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げるものであること。

イ 当該利用者から電子署名が行われた情報が送信される場合であつて、当該利用者となるための申込み(令第八条第二号に規定する電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者となるための申込みをいう。第十三号及び第七十六条第二号において同じ。)の際に当該利用者署名検証符号を認定申請者に電気通信回線を通じて送信する場合 当該電子署名により当該利用者の真偽の確認を行うこと。

ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。)を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。

第六条第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下この号、次号及び第四十四条第二号において同じ。)を認定申請者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。)に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。

三 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。以下この号及び第五号において同じ。)を認定申請者が電気通信回線を通じて受信するときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げるものであること。

イ 当該利用者から電子署名が行われた情報が送信される場合であつて、当該利用の申込み(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号に規定する利用の申込みをいう。第四十四条において同じ。)の際に当該利用者署名検証符号を認定申請者に電気通信回線を通じて送信する場合 当該電子署名により当該利用者の真偽の確認を行うこと。

ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号(同規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。)を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。

四 電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。

- 五 電子証明書には、次の事項が記録されていること。
- イ 当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号
  - ロ 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了する日
  - ハ 当該電子証明書の利用者の氏名
  - ニ 当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子
  - 六 電子証明書には、その発行者を確認するための措置であつて、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第二条の基準に適合するものが講じられていること。
  - 七 認証業務に関し、利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。
  - 八 署名検証者（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する署名検証者をいう。第十号において同じ。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。
  - 九 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があつたとき又は電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の人の知覚によっては認識することができない磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。第十二号において同じ。）により記録すること。
  - 十 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。



十一 第九号の規定により電子証明書<sup>イ</sup>の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書<sup>イ</sup>の利用者にその旨を通知すること。

十二 認定申請者の連絡先、業務の提供条件その他の特定認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧できるようにすること。

十三 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に関する利用の申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書（これらに附帯する情報を含む。）を当該申出を行った者に開示すること。

十四 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

イ 業務の手順

ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ハ 業務の一部を他に委託する場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

ニ 業務の監査に関する事項

ホ 業務に係る技術に関し十分な知識及び経験を有する者の配置

ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外利用の禁

十三 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に関する利用の申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書（これらに附帯する情報を含む。）を当該申出を行った者に開示すること。

十四 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

イ〜ホ （略）

ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外利用の禁

止及び業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

ト (略)

十五・十六 (略)

(電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準)

第二十六条 令第九条第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者(次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。)が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの(以下この条及び第七十六条第六号において「電子署名等確認設備」という。)は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

イ 署名利用者から通知される電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者の電子利用者証明に関して通知される利用者証明用電子証明書を受領するシステムに係る設備

ロ 受領した署名用電子証明書が効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応す

止及び業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置

ト 危機管理に関する事項

十五 認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。

十六 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

(新設)

る署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたこと又は受領した利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検査符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認するシステムに係る設備

ハ イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げる情報を保存する設備

(1) 署名利用者から提供を受けた署名用電子証明書

(2) 署名用電子証明書失効情報

(3) 署名用電子証明書失効情報ファイル

(4) 対応証明書の発行の番号

(5) 利用者証明利用者から提供を受けた利用者証明用電子証明書

(6) 利用者証明用電子証明書失効情報

(7) 利用者証明用電子証明書失効情報ファイル

二 電子署名等確認設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 電子署名等確認設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該電子署名等確認設備の動作を記録する機能を有していること。

(電子署名又は電子利用者証明の確認に係るその他の業務の方法)

第二十七条 令第九条第四号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 電子署名等確認認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第六号に規定する確認の業務（以下「電子署名等確認業務」という

(新設)

。を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者がないこと。

二 電子署名等確認業務について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。

イ 業務の手順

ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ハ 業務の一部を他に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。

以下この号において同じ。）をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

ニ 業務の監査に関する事項

ホ 業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有する者の配置  
ヘ 業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

ト 危機管理に関する事項

三 電子署名等確認業務において取り扱う前条第一号ハに掲げる情

報の漏えいの防止及び漏えいのおそれがある場合の対応のための体制等を適切に定め、かつ、適切に周知を実施すること。

(電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例)

第二十八条 電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者(以下この条及び第五十八条において「電子署名等確認業務受託者」という。)に委託した者であつて前条第一号に掲げる基準に適合するもの(以下この条及び第五十八条において「電子署名等確認業務委託者」という。)は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。

2| 電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の委託を受けた場合には、総務大臣に対し、当該電子署名等確認業務の全部の委託を受けた旨並びに当該電子署名等確認業務委託者の名称、住所及び代表者の氏名を報告するものとする。

3| 電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務委託者による法第十七条第一項に規定する法第十八条第一項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び同条第二項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(以下「署名用電子証明書失効情報等」という。)の提供を求める旨の届出に代えて、当該届出をすることができる。

4| 第一項の場合において、電子署名等確認業務受託者が法第十七条第四項に規定する署名検証者であるときは、同項の規定により機構及び当該電子署名等確認業務受託者が締結した取決めをもって、機構及び電子署名等確認業務委託者が同項の取決めを締結したものと

(新設)

みならず。

(行政機関等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項)

第二十九条 法第十七条第一項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

- 一 (略)
- 二 署名用電子証明書失効情報等の提供を受ける事務所の所在地
- 三 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日
- 四 (略)

(機構と署名検証者との間での取決めの内容)

第三十一条 法第十七条第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 署名用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法
- 二 署名用電子証明書失効情報等の提供の周期
- 三 損害賠償に関する事項
- 四 その他総務大臣が必要と認める事項

(団体等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項)

第三十条 法第十七条第五項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨及び署名確認者の範囲の届出は、あらかじめ、

(失効情報等の提供を求める旨の届出事項)

第二十七条 法第十七条第一項の規定により失効情報及び失効情報ファイル(以下「失効情報等」という。)の提供を求めようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 失効情報等の提供を受ける事務所の所在地
- 三 失効情報等の提供を開始する日
- 四 その他総務大臣が必要と認める事項

(新設)

第二十七条の二 法第十七条第五項の規定により失効情報等の提供を求めようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を都道府県知事

次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

- 一 (略)
- 二 署名用電子証明書失効情報等の提供を受ける事務所の所在地
- 三 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日
- 四・五 (略)

(削除)

(機構と団体署名検証者との間での取決めの内容)

第三十二条 法第十七条第六項において準用する同条第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 署名用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法
- 二 署名用電子証明書失効情報等の提供の周期
- 三・五 (略)

(保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法)

に届け出なければならない。

- 一 名称、住所及び代表者の氏名
- 二 失効情報等の提供を受ける事務所の所在地
- 三 失効情報等の提供を開始する日
- 四 署名確認者の範囲
- 五 その他総務大臣が必要と認める事項

(都道府県知事と署名検証者との間での取決めの内容)

第二十八条 法第十七条第四項の規定により総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 失効情報等の提供の具体的な方法
- 二 失効情報等の提供の周期
- 三 損害賠償に関する事項
- 四 その他総務大臣が必要と認める事項

(都道府県知事と団体署名検証者との間での取決めの内容)

第二十八条の二 法第十七条第六項において準用する同条第四項の規定により総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 失効情報等の提供の具体的な方法
- 二 失効情報等の提供の周期
- 三 損害賠償に関する事項
- 四 団体署名検証者から署名確認者への回答の具体的な方法その他
- 五 その他総務大臣が必要と認める事項

(保存期間に係る失効情報の提供の方法)

第三十三条 令第十三条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法)

第三十四条 令第十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(対応証明書の発行の番号の提供の方法)

第三十五条 令第十五条第一号及び第二号の規定による対応証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)

第三十六条 令第十六条の規定による回答は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(削除)

第二十九条 令第十三条第一号及び第二号の規定による失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(保存期間に係る失効情報ファイルの提供の方法)

第三十条 令第十四条第一号及び第二号の規定による失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)

第三十条の二 令第十五条の規定による回答は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表)

第三十一条 法第十八条第五項の規定による報告書の作成及び公表は、失効情報等の提供先、失効情報等の提供を行った年月、提供した



第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書

(電子利用者証明の基準)

第三十七条 法第二条第二項に規定する総務省令で定める基準は、電子利用者証明の安全性がほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものであることとする。

(利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の対応)

第三十八条 法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

(利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項)

第三十九条 令第十七条に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。

(利用者証明利用者確認の際に提出する書類)

失効情報等の件数及び失効情報等の提供の方法につき報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表し、かつ、都道府県の事務所（法第三十四条第一項の規定により認証事務を指定認証機関に行わせることとした場合にあつては、指定認証機関の事務所）に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十条 法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

(新設)

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二 利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

2 | 住所地市町村長は、法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二 利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを

確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

3| 前二項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十条第三項の規定による書類の提示又は提出について準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

4| 第一項及び第二項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十条第三項の規定による書類の提示又は提出について準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の申請」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等)

第四十一条 法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

2 申請者は、法第二十二條第四項の規定により住所地市町村長が利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

3 住所地市町村長は、法第二十二條第四項の規定により作成した利用者証明利用者符号及びその複製を、当該住所地市町村長の使用に係る電子計算機に記録しないものとする。

(利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体)

第四十二條 法第二十二條第四項に規定する総務省令で定める電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード（住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。）であつて、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

(機構への通知)

第四十三條 法第二十二條第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(利用者証明用電子証明書の発行の方法等)

第四十四條 法第二十二條第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、

(新設)

(新設)

(新設)

利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第二十二條第六項の規定による利用者証明用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(利用者証明用電子証明書の提供に係る手続)

第四十五條 法第二十二條第七項の規定により住所地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る利用者証明用電子証明書の写し(法第二十二條第四項の電磁的記録媒体に記録されている利用者証明用電子証明書を印字したものをいう。)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

三 その他総務大臣が必要と認める措置

(申請書の内容等の通知の方法)

第四十六條 法第二十二條第八項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明利用者符号の管理の方法)

第四十七條 法第二十三條の規定による利用者証明利用者符号の漏え

(新設)

(新設)

(新設)

い、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第二十二條第四項の規定により利用者証明利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

二 第四十一條第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

(利用者証明用電子証明書の有効期間)

第四十八條 法第二十四條に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（発行を受けている利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となつた場合において、法第二十八條第一項の規定による当該利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の届出及び法第二十二條第一項の規定による新たな利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

二 当該利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

(利用者証明用電子証明書の記録事項)

第四十九條 法第二十六條第二号に規定する総務省令で定めるものは、利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第二十六條第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

(新設)

(新設)

げる事項とする。

- 一 利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称
- 二 利用者証明用電子証明書の用途に関する事項
- 三 その他総務大臣が定める事項

(利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第五十条 法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

(利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第五十一条 法第二十八条第三項の規定による同条第一項の利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(新設)

(利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第五十二条 法第三十条の規定による利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

(利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第五十三条 法第三十一条の規定による利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準について

(新設)

は、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第五十四条 法第三十二条の規定による利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（新設）

（利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第五十五条 法第三十三条の規定による利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（新設）

（利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法）

第五十六条 法第三十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

（新設）

（利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法）

第五十七条 法第三十五条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし

（新設）



、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

(新設)

(電子署名等確認業務の全部を委託する場合の届出等の特例)

第五十八条 電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務委託

(新設)

者による法第三十六条第一項に規定する法第三十七条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(以下「利用者証明用電子証明書失効情報等」という。)の提供を求める旨の届出に代えて、当該届出をすることができる。

2 第二十八条第一項の場合において、電子署名等確認業務受託者が法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者であるときは、同項の規定により機構及び当該電子署名等確認業務受託者が締結した取決めをもって、機構及び電子署名等確認業務委託者が同項の取決めを締結したものとみなす。

1 (利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項)

(新設)

第五十九条 法第三十六条第一項の規定による利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を受ける事務所の所在地

三 利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を開始する日

四 その他総務大臣が必要と認める事項

(機構と利用者証明検証者との間での取決めの内容)

第六十条 法第三十六条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法

二 利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の周期

三 損害賠償に関する事項

四 その他総務大臣が必要と認める事項

(保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法)

第六十一条 令第二十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法)

第六十二条 令第二十五条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

(新設)

(新設)

第三節 認証業務関連事務の委任

(認証業務関連事務の委任)

第六十三条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一 法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

イ 法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下この号及び次条第一項第一号において「署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙並びにこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ 署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存

ハ 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1) 法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三条第七項の規定による署名用電子証明書の個人番号

(新設)

カードへの記録

(3) 法第二十二條第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4) 法第二十二條第七項の規定による利用者証明用電子証明書  
の個人番号カードへの記録

二 署名用電子証明書発行通知書（法第三條第七項の規定により個人番号カードに記録した署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次條第一項第一号において同じ。）及び利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二條第七項の規定により個人番号カードに記録した利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次條第一項第一号において同じ。）の作成

二 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

イ 法第三條第四項の規定による署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ 法第二十二條第四項の規定による利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号の作成

三 電話による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付

四 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に係る住民からの問合せへの対応

2 委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事

務（同項第四号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。

3 委任市町村長は、第一項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十四条 委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一 署名用電子証明書等発行申請書の用紙並びに署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書に記載すべき事項

二 署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書の発送先の住所等

三 前号に掲げる事項のほか、認証業務関連事務を実施するために必要な事項

2 前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、委任市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（交付金）

第六十五条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした認証業務関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

（新設）

（新設）

(認証業務関連事務の委任の解除)

第六十六条 委任市町村長は、機構に認証業務関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならぬ。

(新設)

2 委任市町村長は、機構に認証業務関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

(委任市町村長による認証業務関連事務の実施等)

第六十七条 委任市町村長は、機構が天災その他の事由により認証業務関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第六十三条第二項の規定にかかわらず、当該認証業務関連事務の全部又は一部を行うものとする。

(新設)

2 委任市町村長は、前項の規定により認証業務関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により委任市町村長が認証業務関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき認証業務関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき認証業務関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。
- 三 その他委任市町村長が必要と認める事項を行うこと。

#### 第四節 認証事務管理規程等

(認証事務管理規程の記載事項)

第六十八条 法第三十九条第一項に規定する総務省令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

- 一 認証事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
  - 二 認証事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項
  - 三 認証業務情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項
  - 四 認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項
  - 五 認証事務に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体の保存に関する事項
  - 六 認証事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - 七 認証事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の出入場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
  - 八 認証事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
  - 九 認証事務の実施に係る監査に関する事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、認証事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項
- 2 機構は、法第三十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認証事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。
- 3 機構は、法第三十九条第一項後段の規定による変更の認可を受け

(新設)

ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の記載事項等)

第六十九条 法第四十条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行件数
- 二 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供先
- 三 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月日
- 四 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数
- 五 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法
- 六 その他総務大臣が定める事項

(署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表)

第七十条 法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

- 一 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供先

(新設)

(新設)



- 二 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月
  - 三 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数
  - 四 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法
- 2
- 一 当該報告書を機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供する方法
  - 二 インターネットの利用その他の方法

(認証業務の用に供する設備の基準)

第七十一条 機構が認証業務の用に供する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行に用いる電子計算機その他の設備（以下この条及び次条第二号において「認証業務実施設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。
- 二 認証業務実施設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 三 認証業務実施設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務実施設備の動作を記録する機能を有していること。
- 四 認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号及び

(新設)

利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号及び当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五 認証業務実施設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

(認証業務の実施の方法)

第七十二条 機構が行う認証業務の実施の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 署名検証者等が署名用電子証明書の発行者である機構を確認するために用いる符号、利用者証明検証者が利用者証明用電子証明書の発行者である機構を確認するために用いる符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。

二 認証業務実施設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。

三 複数の者による署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

第三章 認証業務情報等の保護

(新設)

(新設)

(認証業務情報の開示請求の方法)

第七十三条 法第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）をする者（以下この条において「開示請求者」という。）は、当該開示請求者の氏名及び住所その他総務大臣が必要と認める事項を記載した書面を提出しなければならない。

2 開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して開示請求を行う場合にあつては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して開示請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、  
個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて開示請求者が当該開示請求者本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機構又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

3 開示請求を代理人が行う場合において、当該代理人は、開示請求

(認証業務情報の開示請求の方法)

第三十二条 法第二十九条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）をする者（以下この条において「開示請求者」という。）は、当該開示請求者の氏名及び住所その他総務大臣が必要と認める事項を記載した書面を提出しなければならない。

2 開示請求者は、次の各号のいずれかに掲げる書類を、都道府県知事に対して開示請求を行う場合にあつては都道府県知事に、令第十条第二項の規定により住所地市町村長を経由して都道府県知事に対して開示請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、  
住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたものであつて開示請求者が当該開示請求者本人であることを確認するため都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

3 開示請求を代理人が行う場合において、当該代理人は、開示請求

者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類を、機構に対して当該開示請求を行う場合にあつては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を經由して機構に対して当該開示請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機構又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

(認証業務情報の訂正等請求の方法)

第七十四条 法第六十一条第一項の規定による認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求（以下この条において「訂正等請求」という。）をする者（以下この条において「訂正等請求者」という。）は、当該訂正等請求者の氏名及び住所、訂正等請求に係る認証業務情報の開示を受けた日、訂正等請求の趣旨及び理由その他総務大臣が必要と認める事項を記載した書面を提出しな

者本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）及び次の各号に掲げる書類を、都道府県知事に対して当該開示請求を行う場合にあつては都道府県知事に、令第十六条第二項の規定により住所地市町村長を經由して都道府県知事に対して当該開示請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

(認証業務情報の訂正等請求の方法)

第三十三条 法第三十一条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求（以下この条において「訂正等請求」という。）をする者（以下この条において「訂正等請求者」という。）は、当該訂正等請求者の氏名及び住所、訂正等請求に係る認証業務情報の開示を受けた日、訂正等請求の趣旨及び理由その他

ればならない。

2 訂正等請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して訂正等請求を行う場合にあつては機構に、令第二十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して訂正等請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなればならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて訂正等請求者が当該訂正等請求者本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 訂正等請求について、訂正等請求者が本人であること及び当該訂正等請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機構又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該訂正等請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

3 訂正等請求を代理人が行うときは、当該代理人は、訂正等請求者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類を、機構に対して当該訂正等請求を行う場合にあつては機構に、令第二十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して当該訂正等請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなればならない。

務大臣が必要と認める事項を記載した書面を提出しなければならぬ。

2 訂正等請求者は、次の各号のいずれかに掲げる書類を、都道府県知事に対して訂正等請求を行う場合にあつては都道府県知事に、令第十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して都道府県知事に対して訂正等請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなればならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたものであつて訂正等請求者が当該訂正等請求者本人であることを確認するため都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 訂正等請求について、訂正等請求者が本人であること及び当該訂正等請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該訂正等請求者に対して文書で照会したその回答書及び都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

3 訂正等請求を代理人が行う場合において、当該代理人は、訂正等請求者本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）及び次の各号に掲げる書類を、都道府県知事に対して当該訂正等請求を行う場合にあつては都道府県知事に、令第十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して都道府県知事に対して当該訂正等請求を行う場合にあつては

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所  
地市町村長が適当と認める書類

二 訂正等請求について、訂正等請求者が本人であること及び当該訂正等請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機構又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該訂正等請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

(削除)

ては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

二 訂正等請求について、訂正等請求者が本人であること及び当該訂正等請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該訂正等請求者に対して文書で照会したその回答書及び都道府県知事又は住所地市町村長が適当と認める書類

(指定の申請)

第三十四条 法第三十四条第二項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及び代表者の氏名
  - 二 認証事務を行おうとする事務所の所在地
  - 三 認証事務を開始しようとする日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
  - 二 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
  - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及

(削除)

び収支予算書で認証事務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものを

四 役員の名簿及び略歴

五 その他法第三十六条に掲げる基準に適合することを証する書類

第三十五条 削除

(役員を選任及び解任)

第三十六条 指定認証機関は、法第四十条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 選任し、又は解任しようとする役員の名簿及び経歴

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

(認証事務管理規程の記載事項)

第三十七条 法第四十二条第一項の総務省令で定める認証事務等の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 認証事務等の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 認証事務等の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三 認証業務情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四 認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

五 認証事務等に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体の保

(削除)

(削除)

存に関する事項

- 六 認証事務等に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - 七 認証事務等の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の出入場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
  - 八 認証事務等の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
  - 九 認証事務等の実施に係る監査に関する事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、認証事務等の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項
- 2 指定認証機関は、法第四十二條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認証事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。
  - 3 指定認証機関は、法第四十二條第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
    - 一 変更しようとする事項
    - 二 変更しようとする年月日
    - 三 変更の理由

(事業計画等)

第三十八條 指定認証機関は、法第四十三條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2 指定認証機関は、法第四十三條第一項後段の規定による変更の認

(削除)



可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の記載事項等)

第三十九条 法第四十五条の総務省令で定める事項は、電子証明書の発行件数、失効情報等の提供先、当該失効情報等の提供を行った年月日、提供した失効情報等の件数及び失効情報等の提供の方法その他総務大臣が定める事項とする。

2 法第四十五条の帳簿は、認証事務等を廃止するまで保存しなければならない。

(事務の休廃止)

第四十条 指定認証機関は、法第四十八条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務等の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(認証事務等の引継事項等)

第四十一条 法第五十二条に規定する場合にあつては、指定認証機関(総務大臣が法第四十九条第一項又は第二項の規定により指定認証

(削除)

(削除)

(削除)

## 第四章 雑則

### (運用規程の作成及び公表)

第七十五条 法第六十九条の規定による運用規程の作成は、機構の連絡先、認証業務の提供条件その他の認証業務の実施に関する事項について適切に定めることにより行うものとする。

2 法第六十九条の規定による運用規程の公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

### (削除)

(保存)

機関の指定を取り消した場合にあつては、指定認証機関であつた者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき認証事務等を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき認証事務等に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体を委任都道府県知事に引き渡すこと。
- 三 その他総務大臣又は委任都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

### (新設)

### (運用規程の内容等)

第四十二条 法第五十七条第一項の運用規程は、都道府県知事の連絡先、認証業務の提供条件その他の認証業務の実施に関する事項を適切に定めるものとする。

2 法第五十七条第一項の規定による運用規程の公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

### (公示)

第四十三条 法第三十七条第一項及び第三項、第四十八条第四項並びに第四十九条第三項による公示は、官報で告示することによつて行うものとする。

2 法第三十八条第一項及び第三項、第五十条第二項並びに第五十一条第三項による公示は、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

(保存)

第七十六条 法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 法第三条第二項に規定する申請書、法第二十二条第二項に規定する申請書並びに第五条第一項及び第二項並びに第四十条第一項及び第二項の規定により提出された書類及び提示された書類の写し 当該書類の提出又は提示を受けた日から起算して十五年を經過する日

二 法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が行う特定認証業務の利用者となるための申込みに関する書類で次に掲げるもの 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を經過する日

イ 第二十五条第一号の説明に関する記録

ロ 利用者となるための申込書

ハ (略)

ニ 利用者となるための申込みに対する諾否を決定した者の氏名

ホ 利用者となるための申込みに対する承諾をしなかった場合に  
おいては、その理由を記載した書類

ヘ (略)

第四十四条 法、令及びこの省令に基づく申請書その他の書類の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に掲げる日までの期間とする。この場合において、第二号から第五号に掲げる書類（利用者又はその代理人の署名又は押印がない書類に限る。）には、電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含むものとする。

一 法第三条第二項に規定する申請書並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定により提出された書類及び提示された書類の写し 法第五条の規定により当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を經過する日

二 法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が行う特定認証業務の利用者の申込みに関する書類で次に掲げるもの 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を經過する日

イ 第二十六条第一号の説明に関する記録

ロ 利用の申込書

ハ 利用者の真偽の確認のために認定事業者に提出された書類及び提示された証明書等の写し

ニ 利用の申込みに対する諾否を決定した者の氏名

ホ 利用の申込みに対する承諾をしなかった場合に  
おいては、その理由を記載した書類

ヘ 電子証明書及びその作成に関する記録

ト 発行者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施

三 認定事業者が行う特定認証業務に係る電子証明書の失効に関する書類で次に掲げるもの 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日  
イハ (略)

ニ 第二十五条第九号の失効に関する情報及びその作成に関する記録

四 認定事業者の組織管理に関する書類で次に掲げるもの 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

イ 第二十五条第十二号の規程及びその変更に関する記録

ロ 第二十五条第十四号イの事項及びその変更に関する記録

ハ 第二十五条第十四号ロの事項及びその変更に関する記録

ニ (略)

ホ 第二十五条第十四号ニの監査の実施結果に関する記録

五 認定事業者の設備及び安全対策措置に関する書類で次に掲げるもの 法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定の更

行規則第六条第九号に規定する発行者署名検証符号をいう。）

チ 発行者署名符号の作成及び管理に関する記録

リ 認定事業者が利用者署名符号を作成したときは、当該利用者署名符号の作成及び廃棄に関する記録並びに利用者からの受領書

三 認定事業者が行う特定認証業務に係る電子証明書の失効に関する書類で次に掲げるもの 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日  
イ 電子証明書の失効の請求書その他の失効に関する判断に関する記録  
ロ 電子証明書の失効を決定した者の氏名

ハ 電子証明書の失効の請求に対して拒否をした場合においては、その理由を記載した書類

ニ 第二十六条第九号の失効に関する情報及びその作成に関する記録

四 認定事業者の組織管理に関する書類で次に掲げるもの 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

イ 第二十六条第十二号の規程及びその変更に関する記録

ロ 第二十六条第十四号イの事項及びその変更に関する記録

ハ 第二十六条第十四号ロの事項及びその変更に関する記録

ニ 特定認証業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類

ホ 第二十六条第十四号ニの監査の実施結果に関する記録

五 認定事業者の設備及び安全対策措置に関する書類で次に掲げるもの 法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定の更

新の日

イ 第二十四条第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ロ 第二十四条第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があつたときのものに限る。）

ハ 第二十四条第三号の認証業務用設備の動作に関する記録

ニ 第二十五条第十五号の許諾に関する記録

ホ 認証業務用設備及び第二十四条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録

ヘ・ト （略）

六 法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けた者（以下この号において「電子署名等確認認定事業者」という。

）の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの 法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定の更

新の日

イ 第二十六条第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ロ 第二十六条第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があつたときのものに限る。）

ハ 第二十六条第三号の電子署名等確認設備の動作に関する記録

ニ 電子署名等確認設備及び第二十六条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録

ホ 第二十七条第二号イの事項及びその変更に関する記録

ヘ 第二十七条第二号ロの事項及びその変更に関する記録

ト 電子署名等確認業務の全部又は一部を他に委託する場合にお

新の日

イ 第二十五条第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ロ 第二十五条第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があつたときのものに限る。）

ハ 第二十五条第三号の認証業務用設備の動作に関する記録

ニ 第二十六条第十五号の許諾に関する記録

ホ 認証業務用設備及び第二十五条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録

ヘ 事故に関する記録

ト 書類の利用及び廃棄に関する記録

（新設）

いは、委託契約に関する書類

チ 第二十七条第二号ニの監査の実施結果に関する記録

リ 事故に関する記録

ヌ 書類の利用及び廃棄に関する記録

七 (略)

別表 (第五条、第四十条、第七十三条、第七十四条関係)

(略)

六 其他の書類 当該書類を受理し、又は作成した日から起算して十年を経過する日

別表 (第五条第一項第一号、第六条第一項第一号、第三十二条第二項

第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号関係)

運転免許証

運転経歴証明書 (平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。)

船員手帳

海技免状

小型船舶操縦免許証

猟銃・空気銃所持許可証

身体障害者手帳

戦傷病者手帳

宅地建物取引士証

電気工事士免状

無線従事者免許証

認定電気工事従事者認定証

特種電気工事資格者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

運航管理者技能検定合格証明書  
動力車操縦者運転免許証  
教習資格認定証  
検定合格証

○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十五号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関の長が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のうち、いずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関の長が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のうち、いずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書</p> <p>ロ・ハ（略）</p>



○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の定義）            第二条（略）            2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（独立行政法人等が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のうち、いずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）<u>第三条第一項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>（用語の定義）            第二条（略）            2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（独立行政法人等が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のうち、いずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）<u>第三条第一項に規定する電子証明書</u></p> <p>ロ・ハ（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（安否情報の照会方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、<u>行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</u>第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（安否情報の照会方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、<u>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）</u>第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（委託による統計の作成等に係る手続等）  <b>第十一条（略）</b></p> <p>2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第七項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）<u>第十九条の三に規定する在留カード</u>、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）<u>第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（委託による統計の作成等に係る手続等）  <b>第十一条（略）</b></p> <p>2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）<u>第十九条の三に規定する在留カード</u>、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）<u>第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電子証明書 自然人にあつては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（本人確認書類）</p> <p>第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電子証明書 自然人にあつては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるものをいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（本人確認書類）</p> <p>第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯</p>

音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものいづれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びへ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）

二〜へ（略）

二・三（略）

2（略）

音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものいづれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びへ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）

二〜へ（略）

二・三（略）

2（略）

○ 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十五号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条を第九条の二とし、<u>第八条の三の次に次の一条を加える。</u></p> <p>第十一条第三項第二号中「第二十一条の二又は第二十七条の二」を「第二十一条」に改め、同条第四項中「第三十条の五第四号」を「第三十条の五第五号」に改め、同項第一号中「第三十条の三」を「第三十条の四第一項」に、<u>「住民票コードの記載の変更請求」を「住民票コードの変更請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。</u></p>	<p>第九条を第九条の二とし、<u>第八条の次に次の一条を加える。</u></p> <p>第十一条第三項第二号中「第二十一条の二又は第二十七条の二」を「第二十一条」に改め、同条第四項中「第三十条の五第四号」を「第三十条の五第五号」に改め、同項第一号中「第三十条の三」を「第三十条の四第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。</p>